産業建設常任委員会資料
環境部　クリーンセンター　施設建設課

議案第１３９号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料１　宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の概要

１．条例改正の理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の三では、一般廃棄物処理施設を設置、又は変更しようとするときは、周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査し、その結果を記載した書類を作成し、政令で定める事項について条例で定めるところにより、公衆の縦覧に供し、当該施設設置に関し利害関係を有する者に意見を提出する機会を付与することが規定されています。

本件は、前述の同法施行令第五条の六で定められた生活環境影響評価書の縦覧等の手続きに関する事項について条例で定めるため、宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正するものです。

２．条例改正の概要

（１）　一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条項の追加

ア　対象となる施設の種類・・・ごみ処理施設のうち焼却施設

イ　縦覧の告示・・・縦覧に供し、意見書を提出する機会を付与するときは、その旨を告示する

ウ　縦覧の場所及び期間・・・場所は告示において指定、期間は告示の日から１ヶ月

エ　意見書の提出先及び提出期限・・・提出先は告示において指定、提出期間は、縦覧期間終了の日から２週間

オ　他の市町村との協議・・・生活環境に影響を及ぼす地域に他市町村の区域が含まれるときの協議を規定

（２）条例内の所要整理　２箇所

（参考）　関係法令の抜粋

○　廃棄物の処理及び清掃に関する法律＜抜粋＞

（市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出）

第九条の三　市町村は、①第六条の二第一項の規定により一般廃棄物の処分を行うために、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、環境省令で定めるところにより、②第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

２　前項の規定による届出をしようとする市町村の長は、同項に規定する②第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当っては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。

（略）

８　第一項の規定による届出をした市町村は、当該届出に係る②第八条第二項③第四号から第七号までに掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※①～③の内容

①第六条の二第一項　　市町村の一般廃棄物の処理等の規定

②第八条第二項　　一般廃棄物処理施設の許可に伴う申請書

③第四号から第七号　　第四号　一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

第五号　一般廃棄物処理施設の処理能力

第六号　一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画

第七号　一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

○　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令＜抜粋＞

（一般廃棄物処理施設）

第五条　①法第八条第一項の政令で定めるごみ処理施設は、一日当たりの処理能力が五トン以上（焼却施設にあつては、一時間当たりの処理能力が二百キログラム以上又は火格子面積が二平方メートル以上）のごみ処理施設とする。

※①の内容

①法第八条第一項　一般廃棄物処理施設の許可

（法第九条の三第二項等の政令で定める事項）

第五条の六　法第九条の三第二項（同条第九項（法第九条の三の二第二項の規定により読み替えて適用する場合及び法第九条の三の三第三項において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する場合を含む。第一号において同じ。）の政令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第九条の三第二項の規定による同条第一項に規定する調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類

二　法第九条の三第一項に規定する調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間

三　一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限

四　その他法第九条の三第一項に規定する法第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たつて必要な事項